伊是名村修学支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高等学校等に入学を迎える生徒の保護者に対し、入学準備金を助成することにより、子育てに要する保護者の経済的負担の軽減にも繋がり、離島活性化推進に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図かることを目的とし、沖縄離島活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令に定めるほか、伊是名村補助金等の交付に関する規則（平成 26 年 8 月規則第 8 号。以下「規則」という。）によるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は当該各号に定めることによる。

（１）保護者　児童福祉法（明治 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本村の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されている者をいう。

（２）高等学校等　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める高等学校、特別学校、特別支援学校高等部をいう。

（３）受給対象生徒　伊是名中学校を卒業し、高等学校等に入学する生徒をいう。

（支給対象者）

第３条　入学準備金の助成を受ける者は、当該年度において高等学校等に入学する生徒の保護者とする。

（支給額）

第４条　入学準備金の助成額は、高等学校等に入学する生徒１人につき２０万円とする。

（支給の申請）

第５条　入学準備金を受給する者は、次に揚げる書類を村長に提出しなければならない。

（１）入学準備金支給申請書（様式第１号）

（２）世帯全員の住民票（住民票謄本）

（３）在学証明書

（４）誓約書（様式２号）

（５）前各号に揚げるもののほか村長が必要と認める書類

（申請の期間）

第６条　前条に定める申請書等の提出期間は、４月１日から６月３０日までとする。ただし、特別な事情があるときは、その期間を変更することができる。

（補助金交付の決定）

第７条　村長は、第５条の規定による申請書を受理したときは、支給要件に該当しているかを審査

し、速やかに支給の可否を決定し、その旨を伊是名村修学支援事業補助金交付決定通知書（様式３号）により申請者へ通知しなければならない。

（補助金の請求）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、伊是名村修学支援事業補助金請求書（様式４号）を村長へ提出するものとする。

２　村長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付金の返還）

第９条　受給資格のある保護者が虚偽の申請その他不正な手段により、準備金の助成を受けたとき準備金の返還を命ずることができる。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。